四	(一) 東京都荒川区東尾久五―三一―一一（九三・〇〇）	〇・〇〇 二・五四	五〇
	(二) 東京都足立区千住桜木一―一一―九（七五・八〇）		
五	(一) 東京都足立区千住桜木一―一一―九（七五・八〇）	〇・〇〇 〇・八五	五〇
	(二) 東京都足立区西加平二―二一―一（五一・〇〇）	一・三六 三・八八	五〇
六	(一) 東京都足立区千住桜木一―一一―九（七五・八〇）	〇・〇〇 一・四七	五〇
	(二) 東京都葛飾区亀有四―二〇―一（七九・四〇）	一・九六 四・八六	五〇

伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
四	東京都 荒川区　東尾久三丁目、東尾久五丁目、東尾久六丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、町屋五丁目、町屋六丁目、町屋七丁目 足立区　千住桜木一丁目
五	東京都 足立区　千住桜木一丁目、千住瀧田町、千住元町、千住柳町、千住大川町
五	東京都 足立区　梅田一丁目、足立一丁目、足立四丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、弘道一丁目、青井一丁目、青井二丁目、青井五丁目、青井六丁目、一ツ家四丁目、西加平二丁目
五	東京都 足立区　千住桜木一丁目、千住瀧田町、千住柳町、千住寿町、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、日ノ出町
五	東京都 足立区　綾瀬一丁目、綾瀬二丁目 葛飾区　小菅一丁目、小菅四丁目、西亀有二丁目、西亀有三丁目、西亀有四丁目

備考　表中の［　］の記載は注記である。

五　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		1　［同左］	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）
［1～201　略］	伝搬障害防止区域の範囲	［1～201　同左］	伝搬障害防止区域の範囲